

- 「金融・資産運用特区」において、国内・海外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じて、海外の投資資金も取り込み、スタートアップなどの成長分野へ十分な資金が供給される環境を実現する。
- このため、金融庁と意欲ある地域が協働し、関係省庁と連携しつつ、金融・ビジネス・生活環境関連の規制改革や英語対応等の行政サービスの充実など必要な支援を実施し、金融・資産運用サービスの集積・拡充と成長分野の発展を目指す。

I 国の支援

- 1 金融・資産運用サービスの集積・拡充に資する支援
 - ① 規制緩和・規制特例措置（金融関連、ビジネス・生活環境等関連）
 - ② 行政サービスの充実（英語対応等）
- 2 成長分野（スタートアップ等）に関する支援
 - ① 規制特例措置
 - ② その他の支援

II 地域の主体的な取組

- 1 金融・資産運用サービスの誘致・拡充に向けた取組み
 - ① ビジネス・生活環境の整備、税財政面その他の支援
 - ② 行政サービスの充実（英語対応等）
- 2 金融・資産運用の投資対象として一体的に推進する成長分野（スタートアップ等）の支援

➡ **主に金融・資産運用サービスの集積・拡充に資するビジネス・生活環境の整備に係る規制特例措置について、国家戦略特区制度の活用も検討**

今後の流れ(予定)

令和6年1月～：自治体からの提案を募集。金融庁を中心に、関係省庁・自治体の検討体制を構築。
令和6年夏頃：具体的な支援策等を盛り込んだ「金融・資産運用特区」のパッケージを公表。